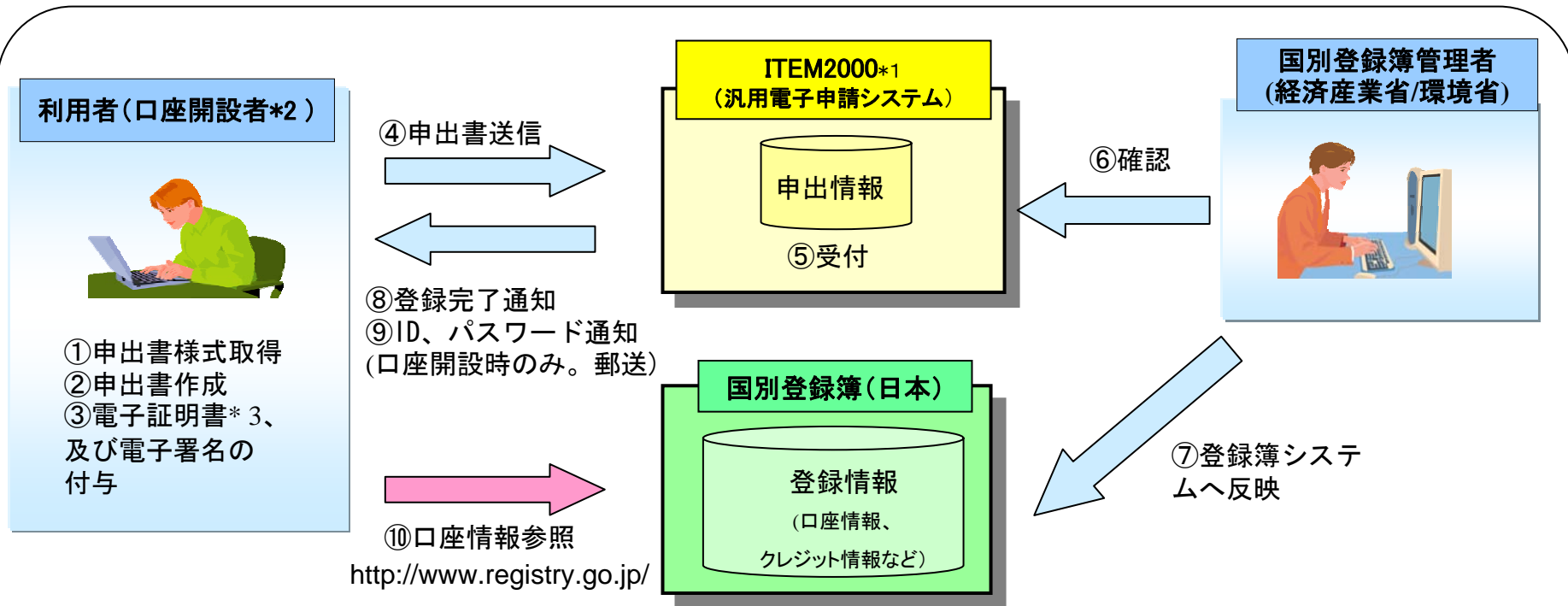


# 我が国における国別登録簿の利用手続き

- ・経済産業大臣及び環境大臣は、国別登録簿の利用方法及び利用条件を国別登録簿利用規程として定めた。(平成17年2月16日)
- ・口座開設、クレジット移転等国別登録簿の利用に関する申出は、原則として電子申請方式を利用する。
- ・利用者は、汎用電子申請システム (ITEM2000)を利用して国別登録簿管理者(経済産業省及び環境省)に対して申出を行う。
- ・国別登録簿管理者は、ITEM2000で受け付けた申出を処理し、結果を国別登録簿システムへ反映させる。



\*1 ITEM2000を利用するには、ITEM2000の申請者用ソフトウェアの入手が必要です。 <http://www.meti.go.jp/application/item2000exp/item2000exp11.html>

\*2 随時ITEM2000にアクセスして、申請状況の確認ができます。

\*3 ITEM2000の利用にあたっては、電子証明書の取得が必要になります。 (<http://www.meti.go.jp/application/item2000exp/item2000exp04.html>)